

部長及び参事官

殿

所 属 長

免許発第13号

(県民、情管、生企、地域、捜一、  
交企、交指、高速)

平成28年1月18日

30年保存(口訓)

本 部 長

交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領の制定について(通達甲)

運転免許保有者の死亡を認知した場合の措置等被害者支援に関し「交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領の制定について(例規)」(平成9年5月15日高免発第141号ほか)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該更新連絡書等の発送停止措置要領について別添のとおり定め、平成28年2月1日から運用することとしたので、周知徹底されたい。

## 別添

### 交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領

#### 第1 制度の趣旨

運転免許を有する者が、交通事故等によって死亡し、その事実を警察において認知したにもかかわらず、運転免許証の更新連絡書等（以下「更新連絡書等」という。）を送付したために、当該遺族から苦情が寄せられることがある。

更新連絡書等送付の情報提供業務は、法令の規定に基づき又は任意に行っているが、対象者が既に死亡している場合にこれを行うことは、送付を受けた遺族の感情に反するばかりでなく警察に対する不信感を生じさせることにもなる。

そこで、警察における被害者支援の一環として、このような場合の更新連絡書等の発送停止措置を推進することとしたものである。

#### 第2 対象者及び対象文書

##### 1 対象者

対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 16歳以上の死者であって、その死体を警察において取り扱ったものうち、身元確認（当該死者の住所（住居）地を問わない。（2）において同じ。）が確実にできたもの
- (2) 遺族から死亡の届出があった者で、死亡確認及び身元確認を確実に行ったもの

##### 2 対象文書

対象者への発送を停止する対象文書は、次に掲げる文書とする。

- (1) 更新連絡書（道路交通法（昭和35年法律第105号）第101条第3項の規定により送付する書面をいう。）
- (2) 累積点数通知書（自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第3号の規定に基づく書面をいう。）
- (3) 行政処分関係書面、講習業務関係書面等で道路交通法令に基づくもの

#### 第3 通報連絡責任者の指定

- 1 本要領の円滑な推進等を図るため、免許センター、高速隊及び署に通報連絡責任者を置き、相互の連絡を密にするなど通報連絡体制を確立するものとする。
- 2 通報連絡責任者は、免許センターにあつては免許担当課長補佐、高速隊にあつては副隊長、署にあつては交通課長をもって充てる。

## 第4 措置要領

### 1 第2の1(1)の対象者を取り扱った場合の措置

- (1) 交通事故捜査処理、検視等を行った取扱担当者は、対象者の人定事項、死亡原因、死亡年月日等を当該所属の通報連絡責任者に連絡すること。この場合において、検視等に際して取扱担当者等が当該対象者の運転免許証（実物）を確認したか否かについても併せて連絡すること。
- (2) (1)の連絡を受けた通報連絡責任者は、対象者の免許照会を行い、当該対象者が運転免許を有することが判明したときは、その住所（住居）地を問わず別記様式の運転免許保有者の死亡について（以下「通報書」という。）により免許センター長に通報すること。

### 2 第2の1(2)の対象者を把握した場合の措置

- (1) 県本部において対象者を把握した職員は、対象者の免許照会を行い、当該対象者が運転免許を有するときは、その住所（住居）地を問わず通報書を作成し、所属長の決裁を得て、免許センター長に通報すること。
- (2) 署において対象者を把握した職員は対象者の人定事項、認知・死亡年月日、運転免許証の確認の有無等を署の通報連絡責任者に連絡し、通報連絡責任者は免許照会を行い、当該対象者が運転免許を有するときは、その住所（住居）地を問わず通報書により免許センターに通報するものとする。

なお、対象者が管内居住者であるときは、電話等により対象者の住所地の市町村役場に対象者の死亡届出がなされていることを確認すること。

### 3 通報を受けた免許センターの措置

- (1) 対象者の住所（住居）地が、県内にある者の通報を受けた場合は、必要に応じ対象者の免許照会を行った結果、運転免許を有する者は、県内マスター及び警察庁の運転者管理システムから当該対象者の免許データについて死亡登録を実施し、必要なリストを作成して7年間保存すること。
- (2) 対象者の住所（住居）地が、高知県外にある者の通報を受けた場合は、対象者の免許照会を行った上、運転免許を有する者は速やかに当該府県警察の運転免許担当課に必要事項を通報すること。
- (3) 他の府県警察の運転免許担当課から通報を受けた場合は、対象者の住所地を管轄する署の通報連絡責任者を通じて対象者の住所地の市町村役場に対象者の死亡届出がなされていることを確認して、(1)により措置を講じること。